

令和元年12月5日

1. 出席議員

1 番	中 村	日出代	10 番	伊 東	茂
2 番	池 田	廣 志	11 番	松 尾	勝 利
4 番	杉 原	元 博	12 番	徳 村	博 紀
5 番	樋 口	作 二	13 番	福 井	正
6 番	中 村	和 典	14 番	松 尾	征 子
7 番	中 村	一 堯	15 番	松 田	義 太
8 番	稲 富	雅 和	16 番	角 田	一 美
9 番	勝 屋	弘 貞			

2. 欠席議員

3 番 高 松 昭 三

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長	谷 川	清 高
事 務 局 長 補 佐	高 本	将 行
議 事 管 理 係 長	小 野 原	竜 久

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	中	村	和	彦
総	務	大	代	昌	浩
総	務	納	塚	眞	琴
市民部長兼福祉事務所長		橋	村	直	子
産	業	土	井	正	昭
建	設	寺	山	靖	久
会計管理者兼会計課長		中	島		剛
総	務	岩	下	善	孝
総	務	江	頭	憲	和
人権・同和对策課長		江	口	清	一
企画財政課長兼選挙管理委員会事務局参事		田	崎		靖
企画財政課参事兼選挙管理委員会事務局長		川	原	逸	生
市	民	梶	山	照	之
税	務	山	口	徹	也
保	険	中	村	祐	介
福	祉	染	川	康	輔
産	業	江	島	裕	臣
商	工	藤	家		隆
農	林	下	村	浩	信
農業委員会事務局長		田	中	宏	幸
都	市	山	浦	康	則
都	市	藤	井	節	朗
環境下水道課長兼ラムサール条約推進室長		田	代		章
水	道	広	瀬	義	樹
教育次長兼教育総務課長		山	崎	公	和
生涯学習課長兼中央公民館長		幸	尾	か	おる

令和元年12月5日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について
（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第2 議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について（大綱質疑、総務建設環境委員会付託）
- 日程第3 議案第75号 鹿島市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第4 議案第80号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
- 日程第5 議案第81号 鹿島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について（質疑、討論、採決）
-

午前10時 開議

○議長（角田一美君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

日程は、お手元の議事日程どおりといたします。

日程第1 議案第73号

○議長（角田一美君）

それでは、日程第1．議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

おはようございます。それでは、議案第73号 鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定について御説明いたします。

本議案の御説明内容といたしまして、議案書は1ページから7ページまで、議案説明資料は1ページから11ページまででございます。

まず、議案書1ページのほうをよろしく申し上げます。

御提案しております今回の議案は鹿島市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の制定に関するものであり、提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、新たな一般職非常勤職員として会計年度任用職員制度が導入される

ことに伴い、報酬その他の給付について必要な事項を定めたいので、この案を提出するもの
でございます。

詳細につきましては議案説明資料のほうで御説明いたします。

議案説明資料 8 ページのほうをよろしく申し上げます。

最初に、1 項目めの制定理由でございますが、平成29年に公布した地方公務員法及び地方
自治法の一部を改正する法律の施行により、令和 2 年 4 月 1 日から新たな一般職非常勤職員
として会計年度任用職員制度が導入されることに伴い、会計年度任用職員の報酬その他の給
付について必要な事項を定めたいので、この条例を制定するものでございます。

次に 2 項目めは、会計年度任用職員制度に係る地方公務員法及び地方自治法の一部を改正
する法律の経過をお示ししております。

これは、地方の厳しい財政状況が続き、多様化する行政需要に対応すべく臨時・非常勤職
員が増加しており、地方行政の重要な担い手となっています。しかし、現行、雇用条件や規
律等不明確で、各地方公共団体で取り扱いがまちまちであることから、臨時・非常勤職員の
適正な任用・勤務条件を確保するため、今回、地方公務員法及び地方自治法の一部改正によ
り統一的な制度として創設されております。

今回、会計年度任用職員を任用するに当たっては、報酬等必要な事項を条例で規定するこ
とにより必要な人材を任用し、公務の能率的な運営を確保し、適切な住民サービスの提供に
努めていくこととなります。

次に 3 項目めは、一部改正の主な内容をお示ししておりますが、地方自治法及び地方公務
員法に基づき、会計年度任用職員のうち、地方公務員法第22条の 2 に規定する非常勤のパー
トタイム会計年度任用職員を任用することとし、報酬その他の給付に関する必要な事項を定
めるものでございます。

この内容につきましては、8 ページの(1)から 9 ページの(2)、そして、(3)にまとめてお
ります。

そして、10ページをお願いします。

この上段には、今回の制度の導入の前後をわかりやすくするため、参考図としてお示しを
しております。

この図の左側は現行制度における非常勤嘱託職員と日々雇用職員の概要であり、一方で、
右側のほうを見ていただきますと、会計年度任用職員制度へ移行した後、給付の内容がどう
なるかを整理しておりますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

申しわけございませんが、8 ページのほうにお戻りください。

続きまして 3 項目め、主な内容の(1)報酬及び期末手当の支給に関する規定のポイントを
御説明いたしますが、これは、会計年度任用職員には報酬及び期末手当を支給することとし、
その支給額、支給方法等について定めております。

①の報酬は、月額、日額または時間額として、一般職の常勤職員の行政職給料表に定める職務の該当する級に規定する金額を基礎といたしまして、規則で定める額を支給するものがございます。

②の期末手当は、任期が6月以上あることなどの要件を満たす者に対し、一般職の常勤職員の例により支給するものがございます。

③のその他の報酬は、超過勤務手当その他規則で定める手当に相当する報酬を支給するものがございます。

次に、9ページの(2)費用弁償に関する規定でございますが、これは通勤及び公務のための旅行に対する費用弁償について定めるものがございます。

次に、(3)附則による関係条例の改正は、嘱託員、交通安全指導員、市職員、特別職等に関する13の条例の改正をお示ししております。

次に、4項目めの施行期日は、令和2年4月1日を予定しております。

なお、参考といたしまして、議案書の2ページから7ページにかけましては会計年度任用職員制度の導入に係る条例案、そして、議案説明資料の1ページから7ページにかけましては条例の新旧対照表、10ページから11ページには地方公務員法及び地方自治法の改正後の抜粋を添付いたしております。

以上で鹿島市会計年度任用職員制度の創設に伴う条例の制定につきまして御説明を終わりますが、よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。質疑はないでしょうか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

委員会付託ということなので、この議案審議、議会をケーブルテレビでごらんいただいている方、今、担当課長の説明でなかなかわからない部分があったような気が私はするんですね。そういう中で、基本的なところをお聞きしたいと思います。

こちらの資料のほうにも、新しいこの条例の制定について、今、多様化する行政の需要に対応するため臨時や非常勤職員が増加をしているというところで、非常にその人数もふえてきていると。今回のこの議案を審査する前に、全員協議会で一度御説明をいただいております。それによりますと、今、鹿島市の市役所の正職員が244名、そして、非常勤であり日々雇用を合わせると230人近くになると。正職員と非常勤、そして、日々雇用がほぼ同じくらいの人数に今はなっているというところなんです。

私は全員協議会でも副市長に対して質問したわけですが、このような形、正職員の数と非常勤、日々雇用の職員の数が拮抗しているというのが理想なのか、それとも、やはり正職員をもう少しふやしていったって、そして、正規の職員の方たちの負担を軽減していくべきではな

いかという私の考え方ではありますが、再度ここで市民の皆さんに向けて副市長に御答弁をいただきたいと思います。正職員と非常勤、日々雇用の職員の比率、これについてどのようなお考えを持っておられるのか、御答弁ください。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

伊東議員の御質問にお答えをいたしたいと思います。

職員数については、先ほど議員申されておったとおりでございます。じゃ、何でもこういことになっているのかなと少し振り返ってみますと、やっぱり新たな業務がちょこちょこ地方のほうにどんどんおりてきているという実態があるわけでありまして。ただ、そうなったときに、大規模な人員を配置してそれを処理するということについては、いろいろな財源の問題、仕組みの問題、そういうものもございます。

そういう中で、一つ、ある業務——ちっちゃな業務であろうかと思いますが、業務がおりにきたときに、それをやっぱりさばかしていかなくちゃいけない、業務は市民のために行っていなくちゃいけない。じゃ、どういうやり方があるのか。機械化もあろうし、先ほど議員おっしゃったように、正職員を新たに雇って定数をふやしてカバーする部分もあろうかと思えます。そういう部分とあわせて、やはり定例的な業務というようなこととか、それから、職員で絶対やらなければいけないのか、そういったものもいろいろと検討しなくちゃいけない。そういう中で、委託とかそういう制度もいろいろ考えながらずっと進めてきたというところでございます。

そういう中で、私どもは10年間、平成17年から第一次の行革大綱をつくりまして、そのときに225人の正職員にすると。そこは縛りがあって、それに向かって今までずっと組織を随時見直しながら——ただ、仕事はやらなくちゃいけない、そういう中で、今いろいろな選択をしてきてこういう結果になっているんじゃないかと考えております。

特に今、市民の皆さんで一番物すごくニーズが多い学童の一時預かりですね、それに対する対応、この指導員の方の人数というのが、今の臨時職員の大部分を占めているというようなことでございますので、そのあたりについて、ある自治体においてはそのあたりを全部委託に出すとか、民間にお願いするとか、いろいろ各自治体で努力をされている、知恵を出されて何とかやっておるというようなことでございます。

そういう中で、今回、国のほうでも、各団体ばらばらであるということで、不透明であるということで、法律のほうで任用について統一的なことをしなさいというふうになったということでございます。そういうことで今回条例をお願いして、任用については皆さんがわかりやすく、ああ、なるほど、こういう業務についてはこういう報酬でやっていくんだというようなことをわかりやすくするというのが眼目でございます。

そういう中で、地方財政計画である程度財源を的確に措置していただければ、私どももまた弾力的な運用ができるんですけれども、なかなかそのあたりについてはまだ不透明、全然私どもには伝わってきていないという中で、今ある我々の知力をどういうふうに今度の新しい制度に向かってしていくかというのが私どもの今の課題だろうと思っております。

ただ、今、正職員についての話がありましたけれども、ここについてはやはり当初225人ということで目標値をしておりましたが、先ほど伊東議員からもおっしゃったように、なかなか正職員でカバーできない部分について、今までは臨時の非常勤の方をお願いしていた分、それでもかなわない部分はあろうかと思えます。そのあたりについては、やはり今後、全庁的な組織のあり方というのは、この制度の運用とあわせてやっていくべきものと思っておりますし、そういう指示をして、今、事務方としては検討をしている、そういうところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

副市長ありがとうございました。

今、御説明をいただきましたけど、振り返ってみると平成17年、財政基盤計画、ここからの始まりで、さまざまな職員の数を削減していく。そして、言い方を変えれば財政的にも節約をしていくというふうなことがとられてきました。225名の職員数が目標値ということが、私は悪いとは言いません。もちろん鹿島市の人口も減ってくるわけでありまして、コンパクトな庁舎内の職員数であり、そして、少数精鋭と優秀な方が入ってこられているでしょう。それはそれとして、ただ、非常勤と日々雇用、御説明あったように学童にかかわる人たちが非常にふえてきたということも理解はできます。しかし、もう少し今の現職員の市の職員の方たちの負担を考えるべきではないかなと思っております。いろいろ精神的に病といますか、そういうふうな状態の方も今この市役所内にはいらっしゃると私は聞いております。欠勤をされている。そして、もしかしたら、ここにいらっしゃる部課長の中にもそういうふうな経験があった方もいらっしゃるかもわからない。そういう方のことを考えると、もう少し正職員の数は上げるべきではないかなと思っております。

私たちが行政視察でさまざまな市を訪れていきます。しかし、このくらいの、3万ぐらいの人口の規模、そして、年間の予算額が150億円ぐらい、そういうふうなところで今の240名近くの職員数というのは本当に少ないです。ほかの自治体は、職員数はもっと多いです。そういうふうなことを考えると、やはりもう少し考え直したほうがいいんじゃないかなと私は思っております。

最後の質問をいたします。

これも全員協議会の中で、令和2年度の4月からこれが始まり、大体これに係る費用が33,000千円程度ではないかと御説明をいただいたと思います。それでは、先ほど副市長がおっしゃった一番人数が多い学童保育にかかわる放課後児童クラブの支援員、この方たちが6カ月以上働いた場合、期末手当はどのくらいになるのでしょうか。具体的な例を挙げてください。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えいたします。

放課後児童クラブの方々、特にお金の件について少し整理をしておりますので、その点も御紹介したいと思います。

勤務時間とか、特に時給の単価、そして、今あったように今回に伴っての加算あたりが一番重要などころになってくるとは思いますけれども、今、放課後児童クラブの方々の平日の1日当たりの勤務、これは4時間勤務の方で週5時間をベースに担当としては考えております。

現在の時給のほうを少し御紹介いたしますと、一般のほうで865円、研修修了の方ですと951円となっております。まずは、その水準は最低限維持したいというふうに設定は考えております。

そして、今回加算する、つまり、ほかの給付として期末手当につきまして、あとは、先ほど御説明いたしましたとおり通勤に係る費用弁償のほうもございますので、これを支給要件として満たしていれば、そのほうも加算して支給ということで、現状、制度設計は考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

具体的な金額等は、今、期末手当でどのくらいになるというのは出されていないですね。しかし、委員会付託になっていきますので、そのあたりはしっかりと議論をしていただきたいなと思っております。

それに加えて、今度は民間と比較した場合これがどうなのかと、そのあたりも議論の対象になってくると思っております。そのあたり担当課は御答弁の用意をしておいていただくようお願いをしておきたいと思っております。

以上で質問を終わります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

先ほど伊東議員もされましたけど、放課後児童クラブの支援員さんが、その中で日々雇用の大半を占めるということで、人数は先ほど申し上げられました230名ぐらいですかね、その中で新年度の予算が33,000千円ぐらいということでしたけど、その数字というのは新年度を想定されていると思いますけど、その辺の期末手当、通勤手当で1人当たりどれぐらいの金額を想定されているというのは——想定はされているんですよね、想定されていますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

今回、制度の改定に伴っての、特に鹿島市としての費用負担上昇についてのことが一番やはり気になければいけないところでございます。

御質問内容で、特に今回の総額33,000千円をまず数字としては出しておりますけど、この概要、その内訳のほうを少し御説明したいと思います。

今回、試算の1年目として、全協のほうでも御説明したとおり33,000千円でございます。期末手当の相当分といたしまして23,400千円、そして、通勤手当——通勤に係る費用弁償です、この分についてが残りの9,600千円ということで見込んでおまして、合計の33,000千円です。

ちなみに、これは1年目でございますので、来年度も一応2年目として試算をいたしておまして、その点も御紹介をしたいと思います。総額で46,000千円、期末手当相当分で36,400千円、通勤に係る費用弁償分で残りの9,600千円、これを現状のところ見込んでおるところでございます。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

わかりました。

それでは、200名ぐらいで換算すると大体1人当たり、期末手当とかボーナス関係ですね、それが100千円ぐらい上がるということを想定していいんでしょうか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

一応、今回二百数十名の該当者の方がいらっしゃいますので、一人一人の積算の仕方は職種とか勤務時間の形態等で違うんですけれども、大体数万円から数十万円の中で現状のこ

ろは試算いたしております。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

大綱質疑なので、それ以上詳細なことは控えますけど、先ほど副市長が言われたところで私が気になったところは、制度設計が変わって、日々雇用と非常勤の方が次から変わるということで、今後の指定管理の人たちの雇用とか処遇の状況がどういうふうになってくるかというのが気になります。

というのも、会計年度任用職員になって、これはボーナスとかが支給されるということになるんですけど、そのほかの指定管理の人たちの働くところは、そういうのが多分含まれていないところ——余り含まれていないんじゃないかなと思います。そういった人たちの、通勤手当はちょっとわかんないですけど、通勤手当とか期末手当というのが今後多分出てくるような、想定される課題じゃないかなと思いますけど、その辺に関してはどういうふうに思われますか。

○議長（角田一美君）

岩下総務課長。

○総務課長（岩下善孝君）

お答えします。

今回の法の改正に伴って、市のほうで条例の制定という形になりますけれども、あくまでも今回は臨時、非常勤の方々、該当する職種が決められていますので、まずは、そこが今回対象となりますので、指定管理関係はまだお話等が来ていませんので、今後、国の動向等によるところになりますけれども、状況的にそういうときが来れば議会への上程等で理解を、市民の方も含めてですけれども、お願いすることになると思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

副市長の先ほどの答弁でありましたように、放課後児童クラブに関しては民間に委託されているところとか、さまざまな形があります。そういったところで働いている人たちは、同じように働いているけど、例えば、会計年度任用職員の人たちでいうとボーナスがもらえて、委託されたところはそういった処遇は改善されないというところも想定されますけど、先ほど副市長が答弁された中で民間とか委託事業に関しても話をされていたから、その辺に関しては、副市長どういうふうに思われていますか。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

運営の形態として、一方法として、いろいろな業務の運営の仕方があると。直営で市の職員でやる部分、それから、臨時の皆さんのお力をかりてやる部分、それから、民間の力をかりてやる部分と、行政を回していく上でいろいろなやり方があるという意味で申し上げたところでございまして、具体的に、今、鹿島市がこの部分をどういうふうにしようとか、そういうことはまだ全然庁内でも議論ができていない段階でございますので、今回、学童につきましても、私どもは今まで短時間の臨時職員として雇用しておりました。それを給料表に当てはめて、この仕事についてはこの給料に該当しますよというような処遇をですね、しっかりと皆さん平等にわかるように書いていくと、そういうことでございます。

それから、ちょっと誤解があるといけませんけれども、今回の制度改正によって、じゃ、期末手当が全ての人に該当するののかというのはですね、ちょっと説明が抜けて——言っていたと思いますけれども、勤務の状況、何月以上とか時間数とか、そういうもので変わってきますので、なかなか個別には比較できない部分もございまして、そのあたりは御了承いただきたいと思います。

以上です。

○議長（角田一美君）

7番中村一堯議員。

○7番（中村一堯君）

最後にしますけど、今回の新しい会計年度任用職員の件で、これが変わることによって、今後、指定管理の皆さん、例えば、今出されているのでいうと、エイブルだったり公民館だったり、指定管理だとそういった人たちの処遇改善とかも検討課題に上ってくるのだと思いますので、その辺も今後庁内の中でも課題として検討をよろしくお願いします。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第73号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第2 議案第74号

○議長（角田一美君）

次に、日程第2．議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例

の制定についてであります。

当局の説明を求めます。山浦都市建設課長。

○都市建設課長（山浦康則君）

おはようございます。それでは、議案第74号 鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は8ページから10ページ、議案説明書は12ページからとなります。

まず、議案書8ページをお開きください。

提案理由は、鹿島都市計画区域に特別用途地区を設定することに伴い、特別用途地区内における建築物の建築に関する制限を定めたいので、この案を提出するものでございます。

提案内容につきましては議案説明書で説明いたしますので、議案説明書12ページをお開きください。

まず、1つ目の制定理由でございます。市庁舎などの公共施設が集中する市役所一帯の公有地約4.4ヘクタールを、第六次鹿島市総合計画や鹿島市都市計画マスタープランに位置づけられた市民活動拠点、公共公益施設を集積するエリアとしての適正な土地利用を図るため、今年度、用途地域を現在の第一種住居地域及び第二種住居地域から劇場・ホール等の建築が可能な近隣商業地域に変更を行います。

同時に、用途地域を補完して定める特別用途地区（公共公益施設地区）を設定し、用途地域の変更によって周辺の住環境に大きな変化を生じないように、同地区内での大規模な施設（床面積の合計が1万平方メートルを超える店舗等）の建築を制限する条例を定めることとします。

次に、2つ目の鹿島都市計画特別用途区域についてですが、この表は特別用途地区の説明になります。特別用途地区の名称を公共公益施設地区といたします。意味は、市庁舎及び教養文化施設等が集中立地している地区で、都市機能の集積により拠点としての機能を維持する必要がある地区ということでございます。

規模は、市役所一帯の公有地の4.4ヘクタールでございます。

建築してはならない建物は大規模集客施設になり、詳細については表に掲げておるところです。劇場、映画館、演芸場もしくは観覧場、ナイトクラブまたは店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券販売所、場外車券売場その他これに類する用途に供する建築物でその用途に供する部分——劇場、映画館、演芸場または観覧場の用途に供する部分にあつては、客席の部分に限ります。この床面積の合計が1万平方メートルを超えるものを指しています。

13ページをごらんください。

位置図になります。変更前後の位置図です。市役所周辺を、変更後、用途地域を近隣商業地域として特別用途地区に設定し、その地区内に建築制限の条例を定めます。規模は約4.4ヘクタールとし、建蔽率、容積率がそれぞれ80%、200%で、建蔽率が近隣商業地域の率に

変わります。

効果としまして、今回の用途地域変更により周辺の住環境に大きな変化が生じないように、建物の建築に関する制限を条例で定めることによって住環境を保護することができます。

14ページをお開きください。

4つ目の経緯ですが、主なものを報告いたします。

令和元年5月に鹿島都市計画変更の素案の作成し、佐賀県との事前協議を行い、原案を作成いたしました。

6月に全員協議会で原案の報告を行っております。

7月に原案の公告縦覧及び公聴会開催のお知らせ並びに意見募集をいたしましたが、縦覧者なし、公聴会への意見提出はございませんでした。

また、地元説明会を執行分区へ行わせていただきました。

9月に計画案の公告縦覧と意見募集を行いました。縦覧者なし、意見提出もございませんでした。

また、条例（案）の罰則規定につきましては佐賀地方検察庁に事前協議を行い、承認を受けております。

11月13日に、鹿島市都市計画審議会に用途地域の変更と特別用途地区の設定について、鹿島市都市計画（案）の諮問書を提出し、御審議の上、承認を受けております。

5つ目の今後の予定につきましては、11月、県の都市計画変更の協議を行いまして、条例を12月議会、本日上程しております。

令和2年1月に、都市計画の変更決定告示及び条例施行を予定しております。

なお、手続について下表に示しておりますが、都市計画用途地域変更及び特別用途地区の設定につきましては、鹿島市都市計画審議会にて審議を諮り、特別用途地区内での建築制限の条例については市議会にて審議を諮ることとなっております。

次に、6の施行期日は公布の日といたします。

参考としまして、特別用途地区についての法関係を載せていますので、後で御参照ください。

続きまして、条例の御説明をいたしますので、議案書の9ページをお開きください。

条例名は鹿島都市計画特別用途地区内の建築物の制限に関する条例で、第1条の趣旨は、建築基準法第49条第1項の規定に基づき、鹿島都市計画特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し、必要な事項を定めるものです。

第2条の定義は、用語の意義を建築基準法及び建築基準法施行令とします。

第3条の建築制限は、別表左の欄、これは10ページに別表をつけております。ごらんいただきたいと思っております。

特別用途地区内の公共公益施設地区で建築してはならない建築物は、劇場以下、次の内容

となります。これらの床面積の合計が1万平方メートルを超えるものは建築できないと定めます。

9ページに戻ります。

第4条の委任は、この条例の主体を定めるものでございます。

第5条、第6条の罰則及び両罰規定は、発生した場合、500千円以下の罰金と責任所在の明確化をしております。

なお、このことについては佐賀地方検察庁と協議し、承認をいただいております。

10ページをお開きください。

附則に、この条例は公布の日から施行します。

以上、説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

これより質疑に入りますが、本議案は委員会付託が予定されておりますので、簡潔で総括的な大綱質疑といたします。それでは、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、ただいま審議中の議案第74号は会議規則第36条第1項の規定により総務建設環境委員会に付託いたします。

日程第3 議案第75号

○議長（角田一美君）

次に、日程第3、議案第75号 鹿島市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

おはようございます。それでは、議案第75号 鹿島市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書は11ページ、議案説明資料は15ページとなります。

鹿島市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、地方公営企業法の規定の全部適用に伴い、関係条例を改正したいので、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては議案説明資料にて説明いたします。

資料は15ページからありますが、最初に概要について説明いたしますので、25ページをお開きください。

今回提案いたします改正の理由でございますが、現在、鹿島市下水道事業は特別会計によ

る官公庁会計により事業運営を行っております。しかし、下水道事業は公共性の高さから長期的に安定した経営を継続することが求められ、そのためには経営の健全化や計画性、透明性を図り、経営基盤の強化が必要であるとして、平成27年、総務大臣通知により人口3万人以上の下水道事業者に対し、令和元年度までに公営企業会計への移行完了を要請されました。

そのため、鹿島市下水道事業におきましても地方公営企業法の全部を適用させ、公営企業会計に移行するため、所要の改正を行うものであります。

次に、改正内容について御説明いたします。

今回適用となる地方公営企業法は、地方公営企業の経営に関して地方自治法等の特例を定めるものであり、組織、財務及び職員の身分についての規定があります。大きな相違点は財務会計の仕組みであります。官公庁会計との違いは下表のとおりであります。

予算区分におきましては、歳入と歳出により現金収入を明確にできる官公庁会計に対し、企業会計では、企業活動に伴って発生する資産、負債、資本、収益、費用の状態を把握することができる、これが大きな相違点でありまして、収益的収支と資本的収支に区分されます。

経理の方法は発生主義による複式簿記となり、減価償却による資産管理となります。

また、出納整理期間がございませんので、3月31日で決算となります。

そこで、今回、下水道事業に地方公営企業法の規定を全て適用するため、条例の規定が必要なことから、この関係条例の改正を行うものです。

改正に当たりましては、水道事業は既に公営企業会計として運営されており、法の全部適用となっておることから、水道事業を先例とした運営原則を踏襲していくため、条例内容を大きく改正せず必要となる条項の改正を行うこととします。

次に、公営企業化に伴い整備する8本の条例の改正点について御説明いたします。

1、組織に関するものとして、鹿島市部設置条例から下水道事業の規定を削除します。

26ページをお開きください。

鹿島市水道事業の設置等に関する条例に下水道事業を追加規定し、題名を鹿島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例とします。

2、財務に関するものとして、鹿島市特別会計条例から下水道特別会計の規定を削除します。

また、鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例に下水道事業を追加規定し、題名を鹿島市水道事業及び下水道事業の剰余金の処分等に関する条例とします。

3、身分に関するものとして、鹿島市職員定数条例に下水道職員を企業職員として規定します。

また、鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例に下水道企業職員を新たに追加規定し、題名を鹿島市水道企業職員及び下水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例とします。

4、その他、鹿島市下水道条例につきましては、下水道事業の事業運営を企業会計とするため、条例中「市長」を「管理者の権限を行う市長」に、「規則」を「規程」にそれぞれ改正します。

また、鹿島市水道事業給水条例につきましては、参照条例名を鹿島市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例に改めます。

そして、施行期日は令和2年4月1日とするものでございます。

次に、新旧対照表にて説明いたします。

15ページにお戻りください。

最初に、第1条改正では、鹿島市部設置条例に市長の権限に属する部として事務分掌を定めております。これを今回、地方公営企業法の適用により水道事業設置条例において事業を設置するため、下水道に関する事項を削除いたします。

次に、第2条改正の鹿島市水道事業の設置等に関する条例におきましては、公営企業としての事業を規定するため、題名に下水道事業を追加し、第1条第2項に公共下水道事業を追加規定します。

第1条の2は、地方公営企業法の全部を適用する旨の規定となります。

16ページをお開きください。

第2条第3項で、下水道事業は下水道条例で規定している旨を規定しています。

第3条は組織に関する条文ですが、水道事業と同様に、下水道事業につきましても管理者を置かない旨を規定しております。

また、第2項では事務処理部署として建設環境部を置くことといたしております。

17ページになりますが、第3条改正の鹿島市特別会計条例は、特別会計を廃止するため公共下水道特別会計を削除するものです。

なお、企業会計の経理につきましては、個別の条例ではなく、先ほどの上下水道事業設置条例において地方公営企業の全部を適用すると規定いたしましたことにより、企業会計を採用することとなります。

会計事務処理の詳細な規定は、会計規程で別途定めることとなります。

次に、第4条改正の鹿島市水道事業の剰余金の処分等に関する条例は、下水道事業を追加規定し、題名に下水道事業を追加いたします。

18ページをお開きください。

第5条改正の鹿島市職員定数条例は、これまでの市長部局職員から企業職員となるため、第2条第8号に下水道企業職員を規定しております。

次に、第6条改正の鹿島市水道企業職員の給与の種類及び基準に関する条例は、題名に下水道企業職員を追加いたします。企業職となるため、水道企業の給与条例に下水道企業を追加規定するものでございます。

次に、第7条改正の鹿島市下水道条例では、下水道法等に基づき公共下水道、都市下水路について規定しているものであります。

19ページの第2条第2項を先ほどの下水道設置条例に引用するため、第2項に公共下水道、第3項に都市下水路をそれぞれ規定するものでございます。

第4条から、24ページになりますが、第34条までにつきましては、地方自治法上の市長と上下水道事業の管理者の権限を行う市長とを区別するため、条例中「市長」を「管理者」へ変更いたします。また、管理者には規則を制定する権限がないため、「規則」を「規定」へ変更するものであります。

最後に、鹿島市水道事業給水条例につきましては、引用する条例名が変更となるための改正です。

以上、説明を終わります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

1点だけ、ちょっと質問をしたいと思います。

この条例の施行は令和2年4月1日からというふうになっておりまして、これは財務の関係の改正ということで伺っておりますが、それに伴って職員の課の体制が少し変わってくるのかどうか、そのことについて少し質問をしたいと思います。

今、建設環境部のほうに環境下水道課がありますよね。そして、環境下水道課の中に環境係と下水道係が、そういうふうな部署の割り振りになっていると思いますが、このことについては4月1日から施行されることに伴って何らかの変更があるのか、まず、それを伺いたいと思います。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

組織に関しましては、昨年度、協議をされているというふうに思っておりますが、現在のところ、現体制で運営していくというふうにお伺いをしておるところでございます。将来的にはまた状況を見て検討するということであります。

経営的には変わるんですけども、実質的な変更はございません。

○議長（角田一美君）

11番松尾勝利議員。

○11番（松尾勝利君）

わかりました。じゃ、一応、新世紀センターの1階で業務をやっておられるということで、

課の変更はなくてもこのままの体制で、例えば、職員が今度は13人体制になるということで移行はするんですが、そういうふうな感じで会計は別会計にするけど、業務自体はそのまま継続をしていくと、そういうふうな受け取っていいんですか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

先ほど議員おっしゃられたそういうことで、今後も新世紀センターのほうで下水道係、環境係、それと、ラムサール条約推進室——これは兼務になりますが、この体制でいくということになります。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

私も1点だけちょっと質問をしたいと思います。

企業会計に変わるということで、単式から複式簿記に変わるという、私はそちらのほうがりわかりやすいような気がするんですけど、ここの中で、資産の把握のところ、減価償却の管理になるわけですね。そしたら、さまざまな施設であったり、そういうふうなのが減価償却をされていくようになると思います。

雨水であり、汚水であり、そういうふうな幹線、減価償却をする場合の耐用年度とか、そういうものは今までと変わりはないんでしょうか。それとも、毎年少しずつ減価償却していくわけですね。そこのあたり、何かしら今後の下水道事業に関するところで変化が起きてくるのか、工期というか、施設の修復であったり、建てかえが早くなるとか、そこのあたりは何か議論はされていますか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

減価償却についての考え方です。現在、下水道の資産として雨水に関するもの、汚水に関する資産がございます。今までは官公庁会計ということで、これは資産としては考えていなかった部分でございますが、今後、企業会計になるということで、これが減価償却による資産というふうにカウントされます。したがって、既に10年たっているということであれば、10年後の償却をした残りの残存価格、これで耐用年数の基準書がありますので、それに基づいて計算をされるということになります。

財務的には収益的収支と資本的収支に分かれますが、この資本的収支ということで、建設事業費のほうの4条予算の中にこの資産が組み込まれるということになります。

なお、減価償却の方法といたしましては定額法と定率法がありますが、これは現在、平成10年以降に建設されたものは定額法というふうになってございますし、それ以前の建物につきましても、これは水道事業のほうでの協議があった中で定額法によるものが好ましいということでもありますので、下水道事業につきましても定額法を採用していきたいというふうに思っています。現在、資産の確定の作業中でございます。

○議長（角田一美君）

10番伊東茂議員。

○10番（伊東 茂君）

わかりました。定額法を使うということですね。

資料の中の出納の整理期間、これが3月31日で決算というふうになるわけですね。今ちょっとお話を聞いていて、企業会計に変わってきて、私はこっちのほうが外部の人間が見た場合わかりやすいような気はするんですけど、中でこれの作業をされる方、最初ちょっと戸惑うのかなと思うんですけど、そこのあたりはスムーズに企業会計へ移行して行って、現職員の方が決算はつくるとは思うんですけど、ここのあたり何かしら支障というか、懸念するところは特別ないですか、お答えください。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

決算についての御質問でございます。

今年度で官公庁会計が終了するというところで、打ち切り決算になります。官公庁会計から企業会計に変わるということで、出納閉鎖期間が実質2年3月31日で切れるわけですが、発生主義ということになりますので、実際に収支があったところでの会計になりますので、未収金あるいは未払い金ということで打ち切り決算になりますので、そこら辺の件につきましては、4月以降への収入があった場合は、ことしの決算については未払い金になるのか——ということで決算が打ち切られるということになります。（「未収金じゃないの」と呼ぶ者あり）

申しわけございません。今現在、特別会計ということで官公庁会計を採用しておりますが、下水道事業につきましてはやっぱり経営が重要になってくるということで、今後、企業会計で、水道事業と一緒にございますが、やっていけるというふうに我々は思っております。

○議長（角田一美君）

藤田副市長。

○副市長（藤田洋一郎君）

議員の御心配は、職員体制として下水道事業の法適用がスムーズにいけるのかという御質問の趣旨だったと思います。

そういう中で、基本的にここ2年ぐらい前から、プロジェクトじゃありませんけれども、いろいろな業務委託をお願いしてアドバイスをいただきながら、なるべく私どもとしても職員で水道事業会計を経験した者を配置しながら、スムーズにいくように配置はやっております。

ただ、確かに議員おっしゃるように急に変わりますから、なかなか難しい、言葉自体も全然変わってきますし、やり方が違いますので、難しいところもあろうかと思いますが、そこは職員一同、今頑張っておりますので、スムーズにいくものと考えております。

以上です。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第75号 鹿島市下水道事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第75号は提案のとおり可決されました。

ここで10分程度休憩します。11時20分から再開します。

午前11時10分 休憩

午前11時20分 再開

○議長（角田一美君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

日程第4 議案第80号

○議長（角田一美君）

次に、日程第4．議案第80号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。染川福祉課長。

○福祉課長（染川康輔君）

議案第80号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は26ページから、議案説明資料は39ページからでございます。

まず、議案書26ページをお願いします。

今回の提案理由ですが、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものでございます。

概要につきまして議案説明資料で御説明いたします。

39ページと40ページは新旧対照表です。説明は省略いたします。

41ページをお願いします。

まず、1の改正理由について御説明いたします。

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律が令和元年6月7日に公布され、同年8月1日から施行されたことに伴い、引用する条文等を整理し及び支給審査委員会の設置について規定したいので、所要の改正を行うものでございます。

次に、2の主な改正内容について御説明いたします。

主な改正内容1点目は引用条文や関係字句の整理でございます。

法令改正による規定の追加等に伴う引用条文の条ずれや関係字句の整理を行うものです。

参考まで、本ページの終わりから42ページにかけて改正後の災害弔慰金の支給等に関する法律の抜粋を掲載しております。このうち下線部分が今回の法改正箇所となるものでございます。

41ページに戻り、主な改正内容2点目は鹿島市災害弔慰金等支給審査委員会の設置でございます。

災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議するため、合議制の機関である支給審査委員会を設置するものです。このことについては、既に全国の被災地において、法に基づき災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給するに当たり、自然災害による死亡または障害であるか否かの判定が困難な場合等には、有識者による支給審査委員会を設置し、当該支給審査委員会における審査を経て判定されている自治体もあるところです。

今回、法改正により市町村に災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査、審議するため、合議制の期間の設置について努力義務が課されたところもあり、本市においても医師、弁護士等の有識者による支給審査委員会を設置することといたすものでございます。

主な改正内容3点目は、附則による関係条例の改正でございます。

鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例において、前述した災害弔慰金等支給審査委員会委員の報酬を月額5千円と定めるものでございます。

最後に、施行期日は公布の日でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第80号 鹿島市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第80号は提案のとおり可決されました。

日程第5 議案第81号

○議長（角田一美君）

次に、日程第5. 議案第81号 鹿島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

当局の説明を求めます。田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

議案第81号 鹿島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書は29ページ、議案説明資料は43ページからとなります。

鹿島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由は、下水道事業への地方公営企業法の適用に伴う条文の整備及び下水道事業計画区域外からの分担金について必要な事項を定めたいので、この案を提出するものでございます。

詳細につきましては議案説明資料にて御説明いたします。

資料は43ページからですが、最初に概要について説明いたしますので、46ページをお開きください。

最初に、改正理由でございますが、鹿島市下水道事業に地方公営企業法を適用することに伴う条文の改正及び下水道事業計画区域外からの分担金等に関し、必要な事項を定めるもの

でございます。

次に、改正内容であります。最初に、地方公営企業法の適用による条文の改正では、管理者の定義として、下水道事業の事務を管理者である市長の権限で行うことを明確にするため、条例中「市長」を「下水道事業の管理者の権限を行う市長（管理者）」に改めます。

また、規程への委任であります。公営企業の管理者には規則を定める権限がないことから、規程により条例の運用の詳細を定めるため、条例中「規則」を「規程」に改めます。

次に、下水道事業計画区域外からの下水道接続の取り扱いにつきまして、鹿島市公共下水道区域外流入事務取扱要綱を廃止し、条例として整備するための改正でございます。

改正点といたしましては、1、分担金の額は受益者負担金の額を準用します。2、分担金は一括で徴収するものとします。3、分担金の減免は負担金を準用します。

そして、施行期日は令和2年4月1日といたします。

次に、新旧対照表にて説明いたします。

43ページにお戻りください。

最初に、題名に分担金を追加し、鹿島都市計画下水道事業受益者負担金及び分担金に関する条例に変更します。

そして、第1条に地方公営企業法に基づく徴収として分担金を規定します。

第2条は受益者の定義となります。また、第2項では管理者を定義しています。

45ページをごらんください。

第11条は分担金の額に関する規定ですが、受益者負担金と同額といたしております。

第12条は分担金の賦課及び徴収の方法に関する規定となります。

なお、分担金の額、賦課徴収につきましては要綱と同様の取り扱いとしております。

第13条は分担金の準用規定、第14条は規程への委任であります。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（角田一美君）

ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

ただいま説明いただきました中でちょっとよくわからなかったのが、認可区域外からの下水道接続の取り扱いということでございます。

認可区域外から、まず、接続ができる状況にある地区というのは、あるというか、それはどの辺になるのでしょうか。

○議長（角田一美君）

田代環境下水道課長。

○環境下水道課長（田代 章君）

お答えをいたします。

まず、受益者負担金につきましては、現在の認可区域内の中で実際に下水道に接続できる状況になったところに賦課をするということになります。

ただし、認可区域外でありましても、管路の布設状況によりまして、例えば、接続道路に管路が入っていたときにそこに新築される、あるいは既存の水回りを水洗化することを希望された場合には区域外流入ということで許可をいたしまして、そのときに受益者の分担金という形で徴収をいたしておるところです。

○議長（角田一美君）

5番樋口作二議員。

○5番（樋口作二君）

了解できました。ずっと離れたところでそういう状況が生じるわけではないなと思ってたんですけど、その幹線の近くに住居がある場合は区域外でも接続することができて、そこには分担金が生じますよという意味の決まりということですね。

了解できました。ありがとうございました。

○議長（角田一美君）

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

質疑はないようですので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田一美君）

討論を終わります。

採決します。議案第81号 鹿島都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、これを提案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田一美君）

起立全員であります。よって、議案第81号は提案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は明6日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前11時35分 散会